

経営強化計画

年 月 日提出

(提出者)主たる事務所
の所在地
名 称
代 表 者 役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第4条第1項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

- 第1 経営強化計画の実施期間
- 第2 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標
- 第3 経営の改善の目標を達成するための方策
- 第4 従前の経営体制の見直し、職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任その他の責任ある経営体制の確立に関する事項
- 第5 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策
- 第6 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項
- 第7 剰余金の処分の方針
- 第8 財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(記載上の注意)

1. 一般的事項

- (1) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
- (2) 経営強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。

2. 提出者

- (1) 提出者の欄においては、経営強化計画を提出する労働金庫等の代表者の役職及び氏名を記載すること。
- (2) 氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

3. 経営強化計画の実施期間

- (1) 経営強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。
- (2) 経営強化計画の始期は経営強化計画の提出の日の属する事業年度の開始の日とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。
- (3) 経営強化計画の終期となる月については、経営強化計画の始期から3年以内の事業年度の終了の日の属する月を記載すること。

4. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標

経営の強化に関連する各種の指標につき(別表1)により過去の実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、これらの指標のうち次に掲げる指標につき経営強化計画の終期において達成すべき経営の改善の目標(①に掲げる指標にあつては経営強化計画の始期の水準を上回る水準のものに限り、②に掲げる指標にあつては経営強化計画の始期の水準を下回る水準のものに限る。)を記載すること。

- ① コア業務純益(別表1)に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益をいう。)又はコア業務純益ROA(別表1)に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益ROAをいう。)を含む収益性を示す一つ以上の指標
- ② 業務粗利益経費率(別表1)に掲げる方法により計算された同表に規定する業務粗利益経費率をいう。)を含む業務の効率性を示す一つ以上の指標

5. 経営の改善の目標を達成するための方策

経営の改善の目標を達成するための方策については、経営の現状分析を踏まえた上で、4. ①及び②に掲げる目標については地域密着型金融に関する取組み等による収益性の確保及び業務の効率化のための方策等を記載すること。

6. 従前の経営体制の見直し、職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任その他の責任ある経営体制の確立に関する事項

(1) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「リスク管理の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」、「情報開示の充実のための方策」及び「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」のそれぞれを具体的な実施時期とともに記載すること。

(2) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。

- ① 員外監事(第3条第2項に規定する員外監事をいう。以下同じ。)がいない場合において員外監事を新たに選任すること。
- ② 員外監事がいる場合においてこれらの役員を増員し、又はその独立性を強化すること。

(3) (2)の「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」は、「一人以上の独立員外監事を含む二人以上の員外監事の選任に関する事項」として次の事項を含めて記載すること。

- ① 二人以上の員外監事がない場合において、一人以上の独立員外監事(法第4条第1項第4号に規定する監事をいう。以下この様式において同じ。)を含む二人以上の員外監事を確保するため、員外監事(独立員外監事がない場合は、独立員外監事を含む。)を新たに選任すること。
- ② 二人以上の員外監事がいるが独立員外監事がない場合において、独立員外監事を新たに選任すること。

(4) 「リスク管理の体制の強化のための方策」については、不良債権の適切な管理に関する事項のほか、例えば以下の事項を記載すること。

- ① 与信リスク管理に関する事項
 - ② 市場リスク管理に関する事項
- (5) 「法令遵守の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。
- ① 弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。
 - ② 内部監査体制を強化すること。
- (6) 「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。
- ① 第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。
 - ② 業務を執行する役員の報酬について業績に連動させる制度を新たに導入し、又は業務に連動させる方針を強化すること。
 - ③ 協同組織金融機関において協同組織中央金融機関による経営指導の機能の活用を図ること。
- (7) 「情報開示の充実のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。
- ① 四半期毎の情報開示を充実すること。
 - ② 部門別の損益に関する情報開示を充実すること。
 - ③ 主として業務を行っている地域への貢献に関する情報開示を充実すること。
- (8) 経営強化計画を提出する労働金庫等が基準適合金融機関等でないときは、「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」について、従前の経営に関する分析結果の内容を記載するとともに、経営管理に係る体制の改善を図る方策として、以下の事項を具体的に記載すること。
- ① 基準適合金融機関等でなくなったことに関する経営管理上の問題点とそれに対する経営管理に係る体制の改善策の内容
 - ② 当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、代表権のある役員の退任その他の経営責任の明確化のために講ずる措置
7. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策
- (1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、報告基準日における経営改善支援等取組先企業(個人事業者を含む。)の数の取引先の企業(個人事業者を含む。)の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき(別表1)に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対

する信用供与の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。なお、銀行業高度化等会社(労働金庫法第58条の3第1項第5号に規定する会社をいう。以下同じ。)又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方針について検討している場合には、当該方針も記載すること。

- (2) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針」については、「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方針」、「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方針」及び「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方針」をそれぞれ記載すること。

「その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方針」については、例えば「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方針」、「経営に関する相談その他の取引先の企業(個人事業者を含む。以下同じ。)に対する支援に係る機能の強化のための方針」、「早期の事業再生に資する方針」、「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方針」など主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する取組を記載すること。なお、銀行業高度化等会社又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方針について検討している場合には、当該方針も記載すること。

- (3) 「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方針」については、中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。
- (4) 「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方針」及び「その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方針」の記載に当たっては、それぞれの方針に係る取組等について具体的な記載に努め、(1)に掲げる指標の記載と併せて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。
- (5) 「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方針」については、報告基準日における中小規模事業者等向け貸出比率及び報告基準日における中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込額を含む中小規模事業者等に対する信用供与の状況を示す二つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき(別表1)に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、報告基準日における中小規模事業者等向け貸出比率の水準を当該経営強化計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と同等の水準又はそれを上回る水準とするための方針に係る取組み等について具体的に記載すること。

8. 協定銀行による株式等の引受け等

- (1) 経営強化計画を提出する労働金庫等が法第3条第1項の申込みをするときは協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容を記載すること。
- (2) 「株式等の引受け等」に係る「額」及び「内容」については、株式等又は貸付債権の種類に応じ、次の①及び②に掲げる事項を記載すること。

① 優先出資

1口当たり配当金(普通出資)									
1口当たり配当金(優先出資)									
配当率(普通出資)									
配当率(優先出資、公的資金分)									
配当率(優先出資、民間調達分)									
配当性向									

(記載上の注意)

「公的資金分」とは、法第5条第1項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより経営強化計画を提出する労働金庫等に対して行う株式等の引受けに係るものをいう。